

## 日本年金機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、役員報酬規程第12条第2項の規定において、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて決定できていることになっている。

- ・平成24年6月の勤勉手当については、平成22年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。
- ・平成24年12月の勤勉手当については、平成23年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。

(参考) 役員報酬規程第12条第2項

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国の指定職俸給月額の改正を踏まえ、月例給(△0.5%)の引下げを行った。

理事

国の指定職俸給月額の改正を踏まえ、月例給(△0.5%)の引下げを行った。

理事(非常勤)

国の委員、顧問、参与等の日当の改正を踏まえ、非常勤役員手当△0.5%(200円)の引下げを行った。

監事

国の指定職俸給月額の改正を踏まえ、月例給(△0.5%)の引下げを行った。

監事(非常勤)

国の委員、顧問、参与等の日当の改正を踏まえ、非常勤役員手当△0.5%(200円)の引下げを行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
A法人の長	千円 14,413	千円 8,672	千円 4,129	千円 51 1,561	(通勤) (地域)		25.1.17
B法人の長	千円 2,635	千円 2,208	千円	千円 30 397	(通勤) (地域)	25.1.18	
A理事	千円 14,479	千円 9,184	千円 3,485	千円 157 1,653	(通勤) (地域)		◇
B理事	千円 13,784	千円 8,759	千円 3,237	千円 211 1,577	(住居) (地域)		
C理事	千円 14,104	千円 8,759	千円 3,672	千円 97 1,576	(通勤) (地域)		◇
D理事	千円 15,155	千円 9,579	千円 3,635	千円 217 1,724	(通勤) (地域)		
E理事	千円 11,650	千円 6,982	千円 3,324	千円 87 1,257	(通勤) (地域)		25.1.17 ◇
F理事	千円 11,860	千円 6,982	千円 3,542	千円 79 1,257	(通勤) (地域)		25.1.17 ◇
G理事	千円 13,818	千円 8,759	千円 3,253	千円 492 1,314	(単身) (地域)		25.3.31
H理事	千円 14,069	千円 8,759	千円 3,558	千円 175 1,577	(通勤) (地域)		◇
I理事	千円 2,182	千円 1,777	千円	千円 85 320	(通勤) (地域)	25.1.18	◇
J理事	千円 2,163	千円 1,777	千円	千円 66 320	(通勤) (地域)	25.1.18	◇
K理事 (非常勤)	千円 361	千円 350	千円	千円 11	(通勤)		25.3.31
L理事 (非常勤)	千円 315	千円 315	千円	千円			25.3.31
M理事 (非常勤)	千円 3,104	千円 2,993	千円	千円 111	(通勤)		
N理事 (非常勤)	千円 2,248	千円 2,195	千円	千円 53	(通勤)		
A監事	千円 12,266	千円 7,562	千円 3,173	千円 170 1,361	(通勤) (地域)		
B監事 (非常勤)	千円 1,282	千円 1,208	千円	千円 74	(通勤)		

注1:「地域」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
A法人の長						該当なし	
B法人の長						該当なし	
A理事						該当なし	◇
B理事						該当なし	
C理事						該当なし	◇
D理事						該当なし	
E理事						該当なし	◇
F理事						該当なし	◇
G理事						該当なし	
H理事						該当なし	◇
I理事						該当なし	◇
J理事						該当なし	◇
K理事 (非常勤)						該当なし	
L理事 (非常勤)						該当なし	
M理事 (非常勤)						該当なし	
N理事 (非常勤)						該当なし	
A監事						該当なし	
B監事 (非常勤)						該当なし	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進めるものとし、人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を考慮し決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系の確立、人事評価に基づく賞与及び昇給の査定幅の拡大など、成果を上げた職員を適正に処遇する。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	<p>成果を上げた職員を適正に処遇するため、賞与に占める期末手当の支給割合を縮小し、人事評価が反映される勤勉手当の支給割合を拡大している。</p> <p>勤勉手当は職員の実績評価の結果に応じて定める割合を算定基礎額に乗じた額を支給する。</p>
本俸 (昇給)	職員の能力評価の結果に応じて、5段階の昇給を行う。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・国の人事院勧告を踏まえ、基本給月額(△0.16%～△0.48%)の引き下げを行った。
- ・平成22年1月の設立以後、平成23年7月まで昇給がなかったことにより、国家公務員との給与水準の差があることに鑑み、基本給月額(2%程度)の引き上げを行った。
- ・国の給与減額支給措置の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずることとした。  
(職員について)
  - ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
  - ・基本給月額に関する措置:S1～C1 △4.77%、C2～M2 △7.77%、M3～G3 △9.77%
  - ・諸手当に関する措置:職責手当 △10%、地域調整手当等の基本給月額に連動する手当(賞与を除く。)の月額は、減額後の基本給月額等の月額により算出
  - ・賞与(期末手当及び勤勉手当)に関する措置:減額前の基本給月額を基に算出した額から△9.77%
- (役員について)
  - ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
  - ・月例給に関する措置:△9.77%
  - ・諸手当に関する措置:地域調整手当の月額は減額後の月例給を基に算出
  - ・賞与(期末手当及び勤勉手当)に関する措置:減額後の月例給を基に算出
  - ・非常勤役員手当:勤務1日当たり3,400円の引下げ

## 2 職員給与の支給状況

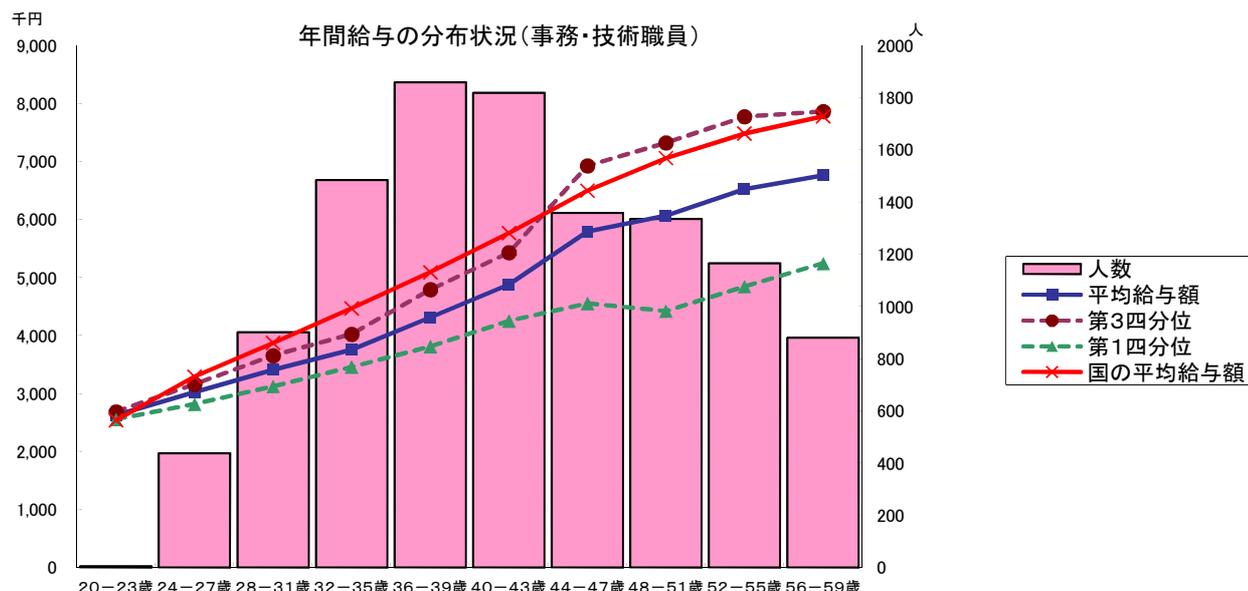
### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 8,185	歳 42.3	千円 5,602	千円 4,348	千円 144	千円 1,254
事務・技術	人 8,185	歳 42.3	千円 5,602	千円 4,348	千円 144	千円 1,254
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 3,064	歳 43.4	千円 3,964	千円 3,069	千円 128	千円 895
事務・技術	人 3,064	歳 43.4	千円 3,964	千円 3,069	千円 128	千円 895
再任用職員	人 69	歳 62.1	千円 3,400	千円 3,400	千円 115	千円 0
事務・技術	人 69	歳 62.1	千円 3,400	千円 3,400	千円 115	千円 0
非常勤職員	人 3,406	歳 51.1	千円 1,853	千円 1,853	千円 92	千円 0
事務・技術	人 3,406	歳 51.1	千円 1,853	千円 1,853	千円 92	千円 0

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成25年4月1日に在職している常勤職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員のうち、平成24年度中の月例給与及び賞与を減額されことなく支給された者についてのものである。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、再任用職員及び非常勤職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成25年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成24年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位							
・本部グループ長	97	53.2	8,379	8,795	9,128		
・本部一般職群(S1、S2)	398	34.2	3,606	3,851	4,124		

注:機構における代表的職位について記載したものである。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	グループ長 事務所課長	グループ長 事務所長	グループ長 ブロック本部長	本部部长 ブロック本部長	本部部长 ブロック本部長	本部部长 ブロック本部長
人員 (割合)	8,185人	606人 7.4%	1,779人 21.7%	2,067人 25.3%	1,484人 18.1%	1,688人 20.6%	489人 6.0%	45人 0.5%	22人 0.3%	5人 0.1%	人 (%)
年齢(最高 ～最低)		43～24 歳	49～27 歳	57～31 歳	59～33 歳	59～39 歳	59～41 歳	59～49 歳	59～47 歳	59～57 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 3,441～1,986	千円 4,217～2,316	千円 4,927～2,850	千円 6,409～3,125	千円 7,584～4,630	千円 8,195～5,170	千円 8,196～6,728	千円 8,948～6,834	千円 8,623～8,145	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 4,304～2,568	千円 5,135～2,999	千円 6,310～3,722	千円 8,058～4,113	千円 9,465～6,059	千円 10,246～6,740	千円 10,592～8,629	千円 11,386～8,803	千円 11,405～10,620	千円 ～

(任期付職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)				
人員 (割合)	3,064人	828人 27.0%	1,427人 46.6%	632人 20.6%	92人 3.0%	78人 2.5%	7人 0.2%	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
年齢(最高 ～最低)		55～21 歳	59～31 歳	59～37 歳	59～43 歳	59～49 歳	59～56 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 3,294～1,904	千円 3,759～2,360	千円 4,667～2,844	千円 5,382～3,742	千円 5,541～4,349	千円 5,926～4,795	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 4,220～2,477	千円 4,849～3,070	千円 6,068～3,703	千円 7,035～4,996	千円 7,255～5,794	千円 7,820～6,387	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成25年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成24年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 47.3	% 50.1	% 48.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 52.7	% 49.9	% 51.2
	最高～最低	% 59.5～38.0	% 56.4～38.0	% 57.8～38.8
	一律支給分(期末相当)	% 58.4	% 59.3	% 58.9
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.6	% 40.7	% 41.1
	最高～最低	% 55.8～35.9	% 52.8～34.4	% 54.2～35.6

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
指数の状況	対国家公務員 86.3 <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>87.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>86.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>87.9</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	87.7		学歴勘案	86.6		地域・学歴勘案	87.9
参考	地域勘案	87.7								
	学歴勘案	86.6								
	地域・学歴勘案	87.9								
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。									
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 100% (国からの財政支出額 337,848百万円、支出予算の総額 337,848百万円：平成24年度予算)									
	【検証結果】 国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえたものとする。  【累積欠損額について】 該当なし									
講ずる措置	引き続き、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を踏まえ、必要に応じ、効率化を図っていく。									

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の8,185人、任期付職員欄の3,064人  
計11,249人

11,249人の平均年齢42.6歳、平均年間給与額5,156千円

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 100,226,674	千円 103,181,709	千円 △2,955,035	(%) △2.9
退職手当支給額 (B)	千円 6,171,375	千円 6,432,701	千円 △261,326	(%) △4.1
非常勤役員等給与 (C)	千円 894,327	千円 433,046	千円 461,281	(%) 106.5
福利厚生費 (D)	千円 15,992,841	千円 15,610,730	千円 382,111	(%) 2.5
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 123,285,217	千円 125,658,186	千円 △2,372,969	(%) △1.9

#### 総人件費について参考となる事項

本機構については、政府の社会保険庁改革の一環として閣議決定された、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」において、当面の業務に必要な人員が既に決定されていることから、総人件費改革の削減対象法人とはされていない。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

#### (役員について)

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月1日に退職手当規程を改正した(平成25年1月1日から適用)。

#### 役員に関する講じた措置の概要

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年1月1日から適用。

- ・平成25年1月1日から平成25年9月30日まで 95.45/100
- ・平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 90.90/100
- ・平成26年7月1日以降 86.35/100

#### (職員について)

職員の退職手当は、国家公務員の退職手当とは異なり、ポイント制退職金制度を採用している。当機構の退職手当の水準は、民間水準よりも低く、官民較差の是正措置を講じる必要がないことから退職手当規程の見直しは行わない。